

# どうする食品表示(第3回院内学習会)

## 施行された食品表示法への対応をめぐって

日時:2015年6月11日(木)午後3時30分~5時

場所:参議院議員会館1F 講堂(集合場所:ロビー)

本年(2015年)4月1日、2013年6月に公布された食品表示法が施行されました。食品表示は、食品衛生法、JAS法、健康増進法等多数の法律で成り立っていましたが、消費者や事業者の強い要望によって、食品表示法に一元化されました。また、機能性表示食品の制度も盛り込まれました。しかし、生鮮食品の経過処置は1年半、加工食品・食品添加物の経過処置は5年で、新制度への完全移行は、2020年、東京オリンピックが開催される年になります。一方、加工食品移行のスピード感は、原材料移行のスピード感にも大きく影響します。

そうした中で、「流通する食品の表示は、早急に新制度に移行すべき」という意見、「ラベルや包材の印刷に時間を要するので」という意見等々さまざまな意見や実情があるようです。食品表示法が成立した第183国会の衆参両院の消費者問題に関する特別委員会の付帯決議の中で、「8. 食品表示の適正化に係る実施状況を取りまとめ、定期的に年次報告の中で国会に報告すること」とされ、進捗状況を国民の代表である国会が把握することになっています。

そこで、消費者の代表と流通事業者をお招きし、どの程度のスピード感で、新制度に移行すべきかを伺うことにしました。このテーマは、消費者のみならず、食品関連事業者の方々にとっても、意義のあることとの思いで学習会を立案しました。どうぞ、ご参加下さい。

### プログラム(案):

挨拶:伊藤譽志男(当NPO会長、元国立医薬品食品衛生研究所食品試験部長)	(5分)
出席議員のご紹介とご挨拶:	(10分)
消費者アンケート結果:中村幹雄(当NPO事務局長、鈴鹿医療科学大学薬学部客員教授)	(5分)
講師(1): 消費者の希望・要望 山根 香織 先生(主婦連合会会長)	(20分)
講師(2): 生鮮食品について 立石 幸一 先生(全国農業協同組合連合会 食品表示・品質管理部長)	(20分)
講師(3): 加工食品について 鬼武 一夫 先生(日本生活協同組合連合会 品質保証本部安全政策推進部長)	(20分)
質疑応答:	(10分)
司会 :中村 雅人 先生(弁護士、第1期消費者委員会委員長代理)	

定員:200名(先着)(無料)、参加方法:氏名、所属、FAX、メールアドレスをFAX又はメールで連絡  
「受付番号」:先着順に6月1日から送信予定。〆切:5月31日17時(但し、定員になれば受付停止。)  
主催 :NPO 法人食品安全グローバルネットワーク事務局 中村幹雄(鈴鹿医療科学大学薬学部客員教授)  
〒532-0011 大阪市淀川区西中島4丁目2-12 CSビル3階  
FAX:06-6305-8614 メール:mikio@nakamura.in 携帯:090-3280-4181 電話:06-6305-8615